

富山地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山地域合併協議会規約第13条第3項の規定に基づき、富山地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の協議資料の作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) その他協議会に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務課、調整課及び計画課を置く。

2 課の分掌事務は、別表1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 事務局長 | 1人 |
| (2) 事務局次長 | 2人 |
| (3) 課長 | 3人 |
| (4) その他の職員 | 若干名 |

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長は、事務局長及び事務局次長の命を受け、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所掌する事務の総括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 事務局次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第6条 次に掲げる事項は、会長が決裁するものとする。

- (1) 協議会の予算の編成及び決算の調整
- (2) 規程等の制定改廃
- (3) その他特に事務局長が重要と判断する事務に関する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事項
- (2) 物品及び現金の出納に関する事項
- (3) 職員の休暇等の指定及び時間外勤務命令並びに出張の命令及び復命の受理に関する事項
- (4) その他事務局の運営に必要な事項に関する事項

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指名した事務局次長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の収受、配布、処理、保存その他文書の取扱いについては、富山市文書取扱規程(平成6年富山市訓令第8号)の例による。

(情報公開の取扱い)

第10条 事務局の職員が職務上作成し、又は取得した公文書の情報公開については、富山市情報公開条例(平成13年富山市条例第27号)の例による。

(個人情報の取扱い)

第11条 事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報の保護については、富山市個人情報保護条例(平成4年富山市条例第4号)の例による。

(公印の取扱い)

第12条 協議会の公印の名称、様式、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の管守及び取扱いについては、富山市公印規程(昭和35年富山市訓令第2号)の例による。

(職員の服務)

第13条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、当該職員が所属する市町村の例による。

(職員の給与等)

第14条 職員の給与等については、当該職員が所属する市町村の例により、当該職員が所属する市町村が支給する。

2 給与等のうち時間外勤務手当等は、当該職員が所属する市町村が指定する方法により、協議会が負担金として当該市町村に納付する。

3 職員の旅費は、当該職員が所属する市町村の例により、協議会が支給する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

| 課 名 | 分 掌 事 務 |
|-------|--------------------------------|
| 総 務 課 | 1 庶務及び会計に関すること |
| | 2 合併の手續きに関すること |
| | 3 協議会の会議に関すること |
| | 4 合併に係る資料の編纂、調整に関すること |
| | 5 人事に関すること |
| | 6 報酬等の支給に関すること |
| | 7 合併の方式及び期日に関すること |
| | 8 新市町村の名称及び新事務所の位置に関すること |
| | 9 議員定数及び任期の特例に関すること |
| | 10 特別職・一般職の身分の取扱いに関すること |
| | 11 組織及び機構に関すること |
| | 12 農業委員会委員定数及び任期の取扱いに関すること |
| | 13 一部事務組合等の取扱いに関すること |
| | 14 行政連絡機構の取扱いに関すること |
| | 15 協議会予算及び新市における予算編成に関すること |
| | 16 国及び県との連絡調整に関すること |
| | 17 協議会の広報、広聴に関すること |
| | 18 その他、他の課に属さないこと |
| 調 整 課 | 1 財産及び公の施設の取扱いに関すること |
| | 2 地方税の取扱いに関すること |
| | 3 条例・規則等の取扱いに関すること |
| | 4 使用料、手数料等の取扱いに関すること |
| | 5 公共的団体等の取扱いに関すること |
| | 6 補助金、交付金等の取扱いに関すること |
| | 7 町名・字名の取扱いに関すること |
| | 8 各種福祉制度の取扱いに関すること |
| | 9 慣行の取扱いに関すること |
| | 10 国民健康保険事業の取扱いに関すること |
| | 11 介護保険事業の取扱いに関すること |
| | 12 保健衛生事業の取扱いに関すること |
| | 13 清掃業務の取扱いに関すること |
| | 14 教育制度の取扱いに関すること |
| | 15 消防団の取扱いに関すること |
| | 16 上・下水道事業の取扱いに関すること |
| | 17 その他、各種事務事業の取扱いに関すること |
| 計 画 課 | 1 市町村建設計画に関すること |
| | 2 財政計画に関すること |
| | 3 電算システムの統一及び地域情報システムの構築に関すること |
| | 4 地域審議会の取扱いに関すること |

別表 2 (第 1 2 条関係)

| 名称 | 様式 | 寸法 | 管守者 | 用途 | 個数 |
|---------------------|-------------------------|---------|-------|---------------------------|----|
| 富山地域合併協議会 会長之印 | 富山地域 合併協議会 会長之印 | 方 24 mm | 事務局 長 | 会長名を もってす る文書 | 1 |
| 富山地域合併協議会 事務局長之印 | 富山地域 合併協議会 事務局長之印 | 方 20 mm | 事務局 長 | 事務局長 名をもつ てする文 書 | 1 |